

平成18年 5月31日

各 位

会社名 株式会社テクノセマティカル
代表者名 代表取締役社長 田中 正文
(コード番号 3787 東証マザーズ)
問合せ先 取締役副社長 出口 眞規子
(TEL. 03-5798-3636)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月31日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月27日開催予定の第6回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 公告手続きの合理化及び周知性の向上を図るため、公告方法を電子公告に変更するものであります(変更案第5条)。
- (2) 定款の定めに基づいて取締役会決議による自己株式の取得が認められていることから、機動的な資本政策を遂行できるように、自己株式の取得の規定を新設するものであります(変更案第8条)。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行なうものであります。
 - ①当会社に設置する機関を定めるための規定を新設するものであります(変更案第4条)。
 - ②株券を発行する旨の規定を新設するものであります(変更案第7条)。
 - ③インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第14条)。
 - ④株主総会における代理人による議決権の行使について代理人の人数を規定するため、所要の変更を行なうものであります(変更案第16条)。

⑤必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行なうことができるための規定を新設するものであります（変更案第24条）。

⑥補欠監査役の選任決議の有効期間に関し、被補欠者として定めた監査役が退任するまでの間、適任者を確保しておく必要があるための規定を新設するものであります（変更案第29条3項）。

また、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を明確にするための規定を新設するものであります（変更案第29条4項）。

⑦定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

⑧旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行なうものであります。

⑨上記各変更に伴う条数の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 （ 新 設 ） （公告の方法） 第4条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してする。</u> 第2章 株 式 （発行する株式の総数） 第5条 当会社の発行する株式の総数は、76,800株とする。 （ 新 設 ）	第1章 総 則 <u>（機関）</u> 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほかに、次の機関を置く。 1）取締役会 2）監査役 （公告方法） 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>日本経済新聞に掲載して行なう。</u> 第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、76,800株とする。 <u>（株券の発行）</u> 第7条 当会社は株式に係る株券を発行する。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (名義書換代理人) 第6条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③ 当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規程) 第7条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。	(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 (株式取扱規程) 第10条 当社の発行する株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第8条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> ② <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u> 第3章 株主総会 (招集の時期) 第9条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u> (新設) 第10条 (条文省略) (新設) (決議の方法) 第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。	(削除) 第3章 株主総会 (招集の時期) 第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u> (定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u> 第13条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

現 行 定 款	変 更 案
② <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</u> (議決権の代理行使) 第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② (条文省略) (議事録) 第13条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u> ② <u>株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</u> 第4章 取締役及び取締役会 第14条 (条文省略) (選任の方法) 第15条 (条文省略) ② 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u> ③ (条文省略) (任 期) 第16条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u> (議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② (現行どおり) (削 除) 第4章 取締役及び取締役会 第17条 (現行どおり) (選任の方法) 第18条 (現行どおり) ② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u> ③ (現行どおり) (任 期) 第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(役付取締役) 第17条 <u>取締役会の決議をもって</u>、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。 (代表取締役) 第18条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を<u>定める</u>ことができる。 第19条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第20条 (条文省略) ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。 <u>(取締役会の決議方法)</u> 第21条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</u> (新 設)	(役付取締役) 第20条 <u>取締役会は、その決議によって</u>、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。 (代表取締役) 第21条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。 <u>取締役会は、その決議によって</u>、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を<u>選定する</u>ことができる。 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 (現行どおり) ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。 (削 除) <u>(取締役会の決議の省略)</u> 第24条 <u>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録)	
第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u>	(削 除)
② <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u>	
第23条 (条文省略) (報酬及び退職慰労金)	第25条 (現行どおり) (報酬等)
第24条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u>	第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u>
第5章 監査役	第5章 監査役
第25条 (条文省略) (選任方法)	第27条 (現行どおり) (選任方法)
第26条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
② <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u>	② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行なう。</u>
(任 期)	(任 期)
第27条 <u>監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(中間配当) 第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行なうことができる。 (配当金の除斥期間) 第32条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	(中間配当) 第33条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行なうことができる。 (配当金の除斥期間) 第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月27日
定款変更の効力発生日	平成18年6月27日

以上